

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）の一部を改正する案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規5.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規5.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）</p> <p>①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3) 発電事業者がその発電事業の用に供する電気工作物であって、当該発電事業者と異なる者（以下(3)において「設備運用者等」という。）がその工事、維持及び運用を行うものについては、当該発電事業者及び設備運用者等が連名で主任技術者の選任を行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、発電事業者と設備運用者等の責任分担を明確化した上</u></p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規5.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規5.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）</p> <p>①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>で、当該発電事業者と設備運用者等の連名により定めるものとする。</p> <p><u>(4) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第4項第4号の発電事業者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱う。</u></p> <p><u>(5) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下（5）において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあっては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあっては、両事業者の連名によって、主任技術者の選任に係る届出を行うこととする。なお、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあっては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。</u></p> <p>6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 1. (3) から (5) までにおける規則第52条第4項ただし書の承認については、(1) から (3) までの規定を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>